

令和4年度の電気の供給を受ける契約に関する基本方針等の改定概要について

令和5年9月12日

環境配慮契約法基本方針の改定の概要



電気の供給を受ける契約

● 令和4年度の電力専門委員会における議論等を踏まえ、環境配慮契約法基本 方針を改定(令和5年2月閣議決定)するとともに、同解説資料を改定

基本方針の改定(再エネの最大限の導入)

- 再工ネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たって、 調達電力に占める再工ネ電力の最低限の割合を明記すること
- 可能な限り再エネ電源の導入拡大に資する再エネ電力の調達に努めること

電気の供給を受ける契約 [基本的事項]



電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【1/2】

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的 事項は以下のとおりとする。

- ◆ 電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。
- → 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況(再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況)並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式(以下「裾切り方式」という。)によるものとする。
- → 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

電気の供給を受ける契約 [基本的事項]



電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【2/2】

- → 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。
- → 電気の供給を受ける契約に当たっては、<u>仕様書等に調達する電力に占める再生</u>
 <u>可能エネルギー電気の最低限の割合を明記するとともに、</u>契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。
- → 可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー 電気の調達に努めるものとする。
- → 国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

電気の供給を受ける契約 [基本的考え方]



基本的考え方

- <u>二酸化炭素排出係数の低い</u>小売電気事業者との契約に努める
- 電源構成等の情報を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式」を採用
- 全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値(<u>排出係数しきい値</u>)<u>を設定</u>し、原 則排出係数しきい値以上の小売電気事業者からの調達を回避
- 原則<u>複数の</u>小売電気事業者の<u>参入</u>が可能な裾切り基準を設定
 - → 裾切り方式は電気の供給が可能な小売電気事業者が3者以上存在する場合に実施【結果的に一者入札となる場合もある】
 - → 契約期間中に仕様に定めた電力を確実かつ安定的に供給可能と見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮
- 当分の間、これまでの供給区域を基本としつつ、必要に応じて<u>複数区域のグ</u> ループ化を図る等<u>適切な地域</u>ごとに裾切りを設定
- 仕様書等に調達する電力に占める再工ネ電力の割合を明記
- 再エネ電源の<u>導入拡大に資する再エネ電力</u>の調達に努める

再エネ電力の 最大限導入

- 事業者間の<u>競争を不当に阻害しない</u>ことに配慮
- 裾切り基準は<u>毎年度見直し</u>を検討(排出係数しきい値は<u>適切なタイミング</u> (<u>少なくとも2年に1回程度を想定)原則引下げ</u>)
 - → 裾切り評価項目は変動するため毎年度見直しの検討が必要



裾切り方式

開示の有無を確認

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の評価項目に関する実績を点数制で評価し、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数(70点程度)
- ② 未利用エネルギーの活用状況(10点程度)
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況(20点程度)

【加点項目】調達者が設定



④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組(5点程度)

電気の供給を受ける契約【排出係数しきい値】



全国一律の排出係数上限値(排出係数しきい値)の設定

排出係数しきい値の考え方

- 供給区域別ではなく全国一律の上限値であり、最低限満たすべき数値
- 供給区域ごとに一定の競争性の確保が可能となる数値
- 調達者の立場から小売電気事業者に向けたメッセージ性を重視
- 裾切り方式における供給区域別の入札参加資格の裾切り基準(配点例)との 一体的な運用により、2030年度に向け我が国全体の排出係数の低減に寄与

排出係数しきい値 > 入札参加資格の排出係数

■ 排出係数しきい値は、国等の環境配慮契約の実績、直近までの小売電気事業者の排出係数、電源構成の現状及び推移、供給区域別の参入状況等を点検・確認し、適切なタイミング(少なくとも2年に1回程度を想定)で見直し



排出係数しきい値以上の電気事業者からは調達しない旨明確化 令和5年度の排出係数しきい値: 0.600kg-CO2/kWh

再エネ電力の最大限の導入



調達電力の脱炭素化に向けた考え方

- 2030年度エネルギーミックスと整合的な排出係数は<u>0.25kg-CO2/kWh</u>
- 国及び独立行政法人等は再工ネ電力を積極的に調達※することにより脱炭素化を推進
 - ※ 政府実行計画においては「**この目標(60%)を超える電力**についても、更なる削減を目指し、**排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨**する」こととされている
- 再エネ電力の調達に向けて<u>再エネ電源の種類・内容</u>を定義(裾切り方式 の評価項目における再エネ電源及び調達電力における調達電力)



令和5年度の契約から最低限の再工ネ電力比率を仕様書に示すこと 及び再工ネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げる

令和5年度の契約における最低限の再工ネ電力比率は35%で開始

再エネ電源の種類・内容【調達電力・再エネ導入状況】



調達電力の再エネ

○ 水力発電(3万kW以上。揚水発電を除く)

調達電力=再エネ特措法の再エネ電源+大型水力

再エネ導入状況 (裾切り評価項目) の再エネ

再エネ特措法に定められた再エネ電源

- 〇 太陽光発電
- 〇 風力発電
- 水力発電(3万kW未満。揚水発電を除く)
- 〇 地熱発電
- バイオマス発電

- 太陽光発電
- 〇 風力発電
- 〇 地熱発電
- バイオマス発電
- 水力発電(3万kW未満。揚水発電を除く)
- 水力発電(3万kW以上。揚水発電を除く) 【大型水力】

再エネ導入状況 (裾切り評価)

調達電力の再エネ

加点項目の評価内容の見直し



加点項目による評価(評価内容の見直し)

■ 現行の加点項目の考え方を活かしつつ、さらに地域の再工ネの導入拡大に資する 取組を加点して評価。また、加点項目及びその内容については、下記の**2つを大 枠の方向性**とし、例示した具体的内容を踏まえ、**調達者において適切に設定**



現行の情報提供の内容として評価している以下の2つの取組は、<u>簡易的なディマンド・リスポンスの取組として活用可能であり、電力需給状況の改善</u>に資するとともに、電力使用量の抑制を通じ、<u>省工本にも寄与</u>する事業者の取組として引き続き評価

- ✓ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ✓ 電力逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

地域において持続的に再エネが創出・利用されていくための事業者の取組を評価

- ✓ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ✓ 発電所の指定が可能な再工ネ電力メニューを設定していること

再生可能エネルギー電気の調達について【基本方針解説資料(抜粋)】

2-3 再生可能エネルギー電気の調達

国及び独立行政法人等の各機関は、原則として電気の供給を受ける契約ごとに調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記することとする。対象となる契約、調達する再生可能エネルギー電気の種類及び調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、以下のとおりである。

なお、電気の供給を受ける契約に関連する制度・計画等において再生可能エネルギー電気の定義が整理された場合には、 整合するよう見直すこととする。

(1)対象となる契約

仕様書等に再生可能エネルギー電気の割合を記載する対象となる契約は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に係る基本的事項に示された、裾切り方式の対象となる「入札に付する契約」とする。なお、入札に付さない契約の場合にあっても、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。また、本解説資料の巻末に【参考】として、調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を示した仕様書の例(概要)を掲載しているので参考にされたい。

(2)調達する再生可能エネルギー電気の種類

各機関が調達する再生可能エネルギー電気の種類(再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力3万kW以上の水力発電(ただし、揚水発電を除く。以下「大型水力」という。)は、表 II -2-1に示す電気と証書等の組み合わせとする。また、裾切り方式の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況における再生可能エネルギー電源と調達電力における再生可能エネルギー電源の関係は、図 II -2-2のとおりである。 なお、再生可能エネルギー電気の調達に当たっては、必要に応じ、<u>調達対象となる電源の環境負荷等を確認するなど可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めることとし、PPA(Power Purchase Agreement)モデルの活用についても積極的な検討を推奨するものとする。</u>

(3)調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

令和5年度の電気の供給を受ける契約における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、少なくとも35%とし、政府実行計画に掲げられた目標の達成に向けて各機関の判断により、必要に応じ、より高い割合を設定することは差し支えない。

なお、<u>調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合</u>は、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、再生可能エネルギー電気の調達実績及びその進捗状況並びに小売電気事業者の供給状況等を踏まえ、少なくとも2年に1回程度見直すこととし、適切な再生可能エネルギー電気の割合を設定・提示するものとする。

【参考】再生可能エネルギー電力に係る情報①



(令和4年11月現在)

一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況[1/2]

供給区域	北海道電力	東北電力	東京電力	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	
小売電気事業者	NW	NW	PG	PG	送配電	送配電	NW	是配電 送配電	送配電	沖縄電力
東京電力エナジーパートナー株式会社			0							
関西電力株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東北電力株式会社		0								
北陸電力株式会社					0					
四国電力株式会社			0			0		0		
北海道電力株式会社	0									
株式会社エネット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京ガス株式会社			0							
ENEOS株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄電力株式会社										0
株式会社エナリス・パワー・マーケティング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
丸紅新電力株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
オリックス株式会社		0	0	0	0	0	0		0	
株式会社Looop	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
MCリテールエナジー株式会社		0	0	0		0	0	0		
エフビットコミュニケーションズ株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社新出光		0	0	0	0	0	0		0	
サミットエナジー株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社東急パワーサプライ			0							
アーバンエナジー株式会社	0	0	0	0	0	0	0		0	
株式会社リミックスポイント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社グローバルエンジニアリング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サーラeエナジー株式会社			0	0						
シナネン株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1:一般送配電事業者の供給区域の「〇」印は当該区域において当該メニューを販売・供給していることを表す。

注2:供給区域等に「O」印がついていても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることを保証するものではない。

注3:上記小売電気事業者以外にも再エネ電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

【参考】再生可能エネルギー電力に係る情報②



(令和4年11月現在)

一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況[2/2]

供給区域小売電気事業者	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力
株式会社UPDATER	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社V一Power	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式会社北九州パワー									0	
凸版印刷株式会社			0							
三井物産株式会社			0	0		0				
楽天エナジー株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1:一般送配電事業者の供給区域の「〇」印は当該区域において当該メニューを販売・供給していることを表す。

注2:供給区域等に「O」印がついていても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることを保証するものではない。

注3:上記小売電気事業者以外にも再エネ電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

【参考】再生可能エネルギー電力に係る情報③



(令和4年11月現在)

小売電気事業者の再エネ電力メニュー販売状況[1/2]

小売電気事業者	再エネメニュー①	再エネメニュー②	再エネメニュー③
東京電力エナジーパートナー株式会社	アクアプレミアム	サンライトプレミアム	
中部電力ミライズ株式会社	Greenでんき(CO2フリーメニュー)	県産Greenでんき(中部エリア各県)	太陽光発電の自家消費サービス
関西電力株式会社	再エネECOプラン	再エネECOプラン プレミアム	
九州電力株式会社	再工ネECO極	再エネECOプラス	
東北電力株式会社	よりそう、再エネ電気		
中国電力株式会社	再工之特約	再エネ特約〈プレミアム〉	おかやまCO2フリーメニュー
中国电力休以云位 	やまぐち水力100プラン	ぐっとずっと。再エネ・グリーンプラン	
北陸電力株式会社	とやま水の郷でんき	かがやきGREEN RE100	
四国電力株式会社	とくしま水力100%プラン(徳島県で販売)	高知家応援でんき「水力100%プラン」 (高知県で販売)	
株式会社エネット	EnneGreenライト	EnneGreenスタンダード	EnneGreenプレミアム
東京ガス株式会社	さすてな電気	グリーンプレミアム	
ENEOS株式会社	再エネ電力メニュー	再エネ電力(FIT)メニュー	CO2フリー電力メニュー
テプコカスタマーサービス株式会社	グリーン電力証書付き電力		
SBパワー株式会社	自然でんき		
大阪瓦斯株式会社	スタイルプランE-ZERO、E-ZEROB、E- ZERO動力	D-Green Premium	D-Green RE100
沖縄電力株式会社	うちな〜CO2フリーメニュー		
九電みらいエナジー株式会社	+eco		
丸紅新電力株式会社	M-ECOメニュー		
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	まるまる再エネ	まるまる脱炭素	
オリックス株式会社	プラン名無し(再エネ100%)	プラン名無し(再エネ50%)	プラン名無し(再エネ30%)
株式会社Looop	Eneco		
M Cリテールエナジー株式会社	CO2フリープラン		
エネサーブ株式会社	RE100メニュー		
エフビットコミュニケーションズ株式会社	NFV RE100プラン	NFV RE50プラン	
株式会社新出光	RE100プラン	再エネプラン	ECOプラン(九州のみ)

注:上記の再エネ電力メニュー以外にも再エネ対応電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

【参考】再生可能エネルギー電力に係る情報④



(令和4年11月現在)

小売電気事業者の再エネ電力メニュー販売状況[2/2]

小売電気事業者	再エネメニュー①	再エネメニュー②	再エネメニュー③	
サミットエナジー株式会社	再エネECOプラン by酒田(低圧)	ジオエネ電気	みどりの電気	
株式会社東急パワーサプライ	EV応援プランB	EV応援プランC	CO2フリー特約(高圧・特高向け)	
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	RE100対応プラン			
アーバンエナジー株式会社	ゼロエミプラン			
株式会社リミックスポイント	RE-MAXプラン	RE-MIXプラン	ecoエネプラン	
株式会社グローバルエンジニアリング	実質再エネ100%メニュー (◎100RE 電気)			
サーラeエナジー株式会社	eじゃんプラス	CO2フリー電力オプション		
こようい作士会社	実質再Iネ比率100 %	実質再エネ比率70 %	実質再工ネ比率50%	
シナネン株式会社	実質再Iネ比率30 %	実質再Iネ比率10%		
株式会社UPDATER	ENECT RE100プラン(法人向け)	プレミアム100プラン(個人向け)	GREEN DIRECT RE100プラン(法 人向け)	
株式会社V-Power	カーボンニュートラルメニュー			
株式会社北九州パワー	再エネ100%メニュー			
三井物産株式会社	再エネ100%メニュー			
楽天エナジー株式会社	REcoプラン			

注:上記の再エネ電力メニュー以外にも再エネ対応電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。